

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学政策研究事業）  
分担研究報告書

訪問薬剤管理指導への MSW へのアンケート調査  
研究分担者 長谷川みどり 藤田医科大学 腎臓内科 教授

研究要旨

訪問薬剤管理指導に関する医療ソーシャルワーカー（MSW）を対象としたアンケート調査では、「薬剤師と直接情報交換をした経験がある MSW では有意に薬剤師と連携した服薬支援・処方調整の経験を有する」との結果を得た。介護老人保健施設における連携の実態調査では、MSW を介した薬剤師への患者情報は、適切かつ速やかな入所可否の判断および入所後の円滑な薬剤適正化への介入につながっていることが明らかとなった。MSW と薬剤師の情報共有は、患者および家族の心理・社会問題、経済的問題などを踏まえた、より質の高い訪問薬剤管理指導につながる。カンファレンス、サービス担当者会議、多職種情報共有シートなどを通じた積極的な情報共有が望まれる。

A. 研究目的

本研究は、在宅医療における薬物治療の適正化を目指し、特にポリファーマシーによる薬物有害事象のリスクを減少させ、患者の QOL を向上させることを目的とする。初年度の研究成果から、在宅医療や介護施設における薬剤師からの情報提供は、看護師を除いて他の職種では極めて少ないことが明らかになった。提供されている情報は主に「薬」に関する管理や残薬といった物理的な情報であった。しかし、薬剤師以外の多職種からは薬物療法の有効性・安全性に関する情報を求めている結果であった。さらに半数以上が報告書作成等に何らかの困難を感じており、特に在宅医療では「時間」や「人員」の点から困難であるという回答が多かったことが判明した。これを解決するための具体的な手法として、「多職種連携推進のための在宅患者訪問薬剤管理指導ガイド」を開発した。

このガイドは、薬剤師が患者の認知機能、感覚器機能、歩行・運動機能、食事・口腔ケア、排泄、睡眠、服薬管理などを総合的に評価し、適切な薬物治療を提案できるようにすることを目標としている。さらに、薬剤師と看護師をはじめとする他職種の関係者との情報共有を強化し、多職種連携の社会実装を促進することで、在宅医療における薬物治療の質の向上を図る。

本研究の究極的な目的は、在宅医療における多

職種連携のモデルを確立し、地域医療レベルでの薬物治療の適正化を実現することにより、患者の安全と QOL の向上に寄与することである。この目的達成のために、初年度からの継続的な実態調査、様式案の作成、及び最終年度のガイド開発を行ってきた。

B. 研究方法

ガイドの開発:

高齢者総合機能評価 (CGA) に準じたアプローチと薬剤起因性老年症候群を中心としたアプローチとするため、目次を検討し設定した。

・在宅等で薬剤師が多職種と連携を行うための知識

2.1 在宅医療と薬物有害事象

2.2 高齢者総合機能評価と薬学的管理の関連

・多職種連携のための訪問薬剤管理指導

3.1 多職種連携のための訪問薬剤管理指導の流れ

3.2 CGA 評価を用いたツール

・項目評価に関する解説および連携のポイント

4.1 検査値（腎機能）

4.2 睡眠

4.3 認知・感覚器機能

4.3.1 認知機能

4.3.2 視覚

- 4.3.3 聴覚
  - 4.3.4 嗅覚
  - 4.3.5 味覚
  - 4.4 栄養および口腔の状態
  - 4.4.1 栄養
  - 4.4.2 嚥下機能・口腔の状態
  - 4.5 歩行・運動機能
  - 4.6 高齢者の排泄機能と障害
  - 4.7 多職種との連携
  - 4.7.1 薬剤師間の連携
  - 4.7.2 医師との連携
  - 4.7.3 歯科専門職との連携
  - 4.7.4 看護職・介護職との連携
  - 4.7.5 リハビリテーション専門職との連携
  - 4.7.6 管理栄養士との連携
  - 4.7.7 医療ソーシャルワーカー（MSW）との連携
  - 4.8 電子的な情報連携
  - 4.9 服薬管理
  - 4.9.1 調剤方法・投薬方法
  - 4.9.2 薬局薬剤師の残薬管理
  - 4.9.3 服薬介助
    - ・介護老人保健施設（老健施設）における連携
- 医療ソーシャルワーカー（MSW）との連携を行った。

（倫理面への配慮）

本研究は体制整備についての研究であり、ガイドの作成によるものであることから、個人が識別可能なデータは取り扱わない。

## C. 研究成果

介護老人保健施設における連携の実態調査で以下の結果を得た。

介護老人保健施設への入所に際し、かかりつけ

医、あるいは病院で投薬されている薬剤処方が入所後も継続可能かどうか、採用されていない薬剤の場合、類似薬、代替薬でも差支えないかどうか、についての相談業務を MSW が担う。このような MSW の業務に際し、薬剤師からの変更薬剤選択肢を含めた情報提供は、適切かつ速やかな入所可否の判断に繋がる。

MSW が入手した入所前の薬剤処方の経緯を薬剤師へ情報提供する機会があると、薬剤師は入所後の処方見直しのタイミング予測などを医師へ進言でき、薬剤適正化への介入が円滑になる。場合によっては、薬剤の内容から、把握されていなかった疾患が明らかになることもある。

## D. 考察

薬剤師と MSW の連携は不可欠であるが、MSW は薬剤に関する専門的知識の教育を受ける機会が乏しく、業務上知っておいた方がよい薬剤についての学びの機会が望まれており、薬剤師に期待される場所である。

## E. 結論

MSW を介した薬剤師への患者情報は適切かつ速やかな入所可否の判断および入所後の円滑な薬剤適正化への介入につながる。

## F. 研究発表

1. 論文発表：なし
2. 学会発表：なし

## G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他：なし